

SUNNEXTA GROUP

NEXT DREAM
NEXT STANDARD

第26期定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時	開催場所
2024年9月27日(金曜日) 午前10時 (受付9時30分開始)	東京都新宿区市谷本村町4番1号 ホテルグランドヒル市ヶ谷(東館) 3階 瑠璃の間
目 次	
第26期定時株主総会招集ご通知…………… 4	連結計算書類・計算書類 ……………39
株主総会参考書類…………… 8	監査報告……………43
事業報告……………22	



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年能登半島地震により被災されました皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

第26期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び事業の概要につきご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

サンネクスタグループ株式会社
代表取締役社長 高木 章

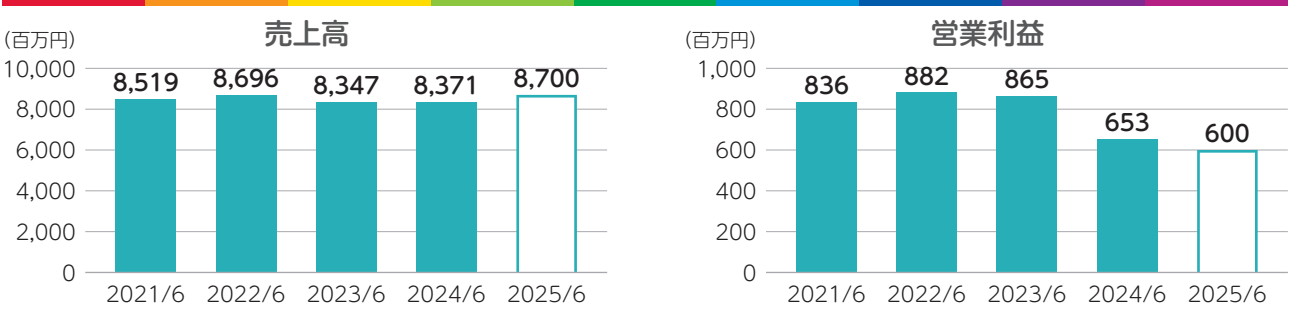
(ご参考)連結業績ハイライト

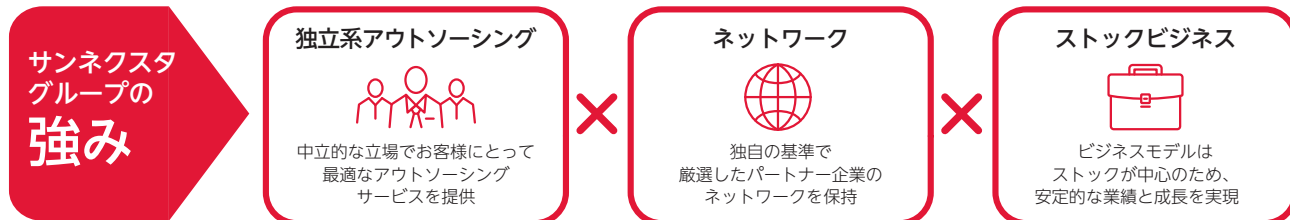
2024年6月期の連結業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	ROE
8,371 百万円	653 百万円	653 百万円	1,775 百万円	23.7 %
前期比 0.3 %増	前期比 24.5 %減	前期比 27.7 %減	前期比 265.3 %増	前期比 +17.1 ポイント

2024年6月期の当期純利益及びROEには、投資有価証券売却に伴う特別利益等が含まれています。

売上高と営業利益の推移





私たちはアウトソーシングの専門会社であり、不動産仲介業やマンション分譲などの機能をあえて持たないビジネスモデルにより、「お客様目線」での問題解決をおこなう独立系会社です。

良質なサービスを提供するために、当社独自の基準で厳選したパートナー企業の協力を得ながら、集團の力で、お客様を全力でサポートしています。

社宅マネジメント事業



マンションマネジメント事業



インキュベーション事業



投資家の皆様との対話

投資家の皆様との対話を強化すべく様々なツールをご用意しています。

▶ 中期経営計画特設サイト

特設サイトでは、中期ビジョン実現への想いや中期経営計画達成に向けた活動状況を掲載しています。

- URLはこちら
<https://www.sunnexta.co.jp/nextstandard/>
- 携帯・スマートフォンから
アクセスする方はこちら



▶ サステナビリティサイト

当社グループでは、持続可能な社会の実現に向けた活動を強化してまいります。
当社グループの活動等を掲載した専用サイトを新たに開設しました。ぜひご覧ください。

- URLはこちら
<https://www.sunnexta.co.jp/sustainability/>
- 携帯・スマートフォンから
アクセスする方はこちら



▶ IRメールマガジン

IRメールマガジンは最新のニュースリリース等のIR情報をEメールにてタイムリーにお知らせするサービスです。
メールアドレスをお持ちの方ならどなたでも無料でご登録いただけますので、ぜひご利用ください。

- ご登録サイトのURLはこちら
<https://www.sunnexta.co.jp/ir-mail/>
- 携帯・スマートフォンからアクセスする方はこちら



▶ IRに関するお問い合わせ先

サンネクスタグループ株式会社 総務グループ 電話番号:03-5229-8839
受付時間:9:00~17:30(平日のみ)



株主の皆様

証券コード 8945

東京都新宿区笹笹町35番地

サンネクスタグループ株式会社

代表取締役社長 **高木 章**

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

◆当社ウェブサイト

<https://www.sunnexta.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

◆東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サンネクスタグループ」又は「コード」に当社証券コード「8945」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（6～7頁）に従いまして、**2024年9月26日（木曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

記

1 日 時	2024年9月27日（金曜日）午前10時（受付午前9時30分開始）
2 場 所	東京都新宿区市谷本村町4番1号 ホテルグランドヒル市ヶ谷（東館）3階 瑠璃の間 (末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第26期（2023年7月1日から2024年6月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第26期（2023年7月1日から2024年6月30日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 会計監査人選任の件 第6号議案 当社執行役員及び当社子会社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件
4 招集にあたっての 決定事項	6～7頁【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求された株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて、その旨、修正内容を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年9月26日（木曜日）午後5時30分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年9月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2024年9月27日（金曜日）午前10時

場所 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷（東館） 3階 瑠璃の間
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使書

〇〇〇〇株式会社

議決権行使方法の選択

賛：賛成 賛成票の総数 2月21日

賛成票の総数 100,000

賛成で賛成票の総数 100

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを希望いたします。賛成する場合は「賛成」を選択して画面におすすみください。

会社情報、および株主様ご自身の情報について選択に賛否を入力される場合

賛成/反対へ

賛成/反対へ

賛成/反対へ

賛成/反対へ

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

三菱UFJ信託銀行 議決権行使書用紙

株主様へお送りする電子投票用紙のログインページ

（株主様ご自身のログインID・仮パスワードを入力してログインしてください）

ログインID

仮パスワード

ログイン

仮パスワードを忘れた場合は、ログインIDと仮パスワードを両方とも入力してください。

ログインID・仮パスワードを忘れた場合は、ログインIDと仮パスワードを両方とも入力してください。

ログインID・仮パスワードを忘れた場合は、ログインIDと仮パスワードを両方とも入力してください。

ログインID・仮パスワードを忘れた場合は、ログインIDと仮パスワードを両方とも入力してください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして認識しております。

そのうえで、安定的かつ継続的な配当を行うことを中長期的な基本方針としながら、今後の事業展開等を勘案して決定することとしております。

上記方針に基づき、第26期の期末配当につきましては、内部留保の累積状況や業績の推移を勘案し、以下のとおり、1株につき20円といたしたいと存じます。

なお、本年3月に中間配当として1株につき19円をお支払いしておりますので、中間配当を含めた年間の配当は、前期より2円増配の1株につき39円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 金20円 配当総額 182,691,280円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年9月30日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況
1	再 任	た か き 高 木 あ き ら 章	代表取締役社長	13/13回
2	再 任	社 外 独 立 な が や ま 長 山 ひろし 宏	社外取締役	13/13回
3	再 任	社 外 独 立 か め か わ 亀 川 まさ と 雅 人	社外取締役	13/13回

候補者
番号

1

た か き
高 木

あ き ら
章

(1973年8月28日生)

所有する当社の株式数……95,605株
取締役在任年数……15年
(本総会終結時)
取締役会出席状況……13/13回



再 任

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2001年1月	当社入社	2018年8月	クラシテ㈱代表取締役社長(現任)
2007年7月	当社マーケティンググループ ゼネラルマネージャー	2018年8月	クラシテ不動産㈱取締役
2008年7月	当社マーケティンググループ長	2018年9月	当社取締役関連事業管掌
2009年9月	当社取締役マーケティンググループ長	2018年9月	当社常務取締役関連事業管掌
2016年4月	当社取締役事業開発部門統括兼 マーケティング担当及び人事担当	2019年3月	サンネクスタリーシング㈱ 代表取締役社長
2016年9月	クラシテ㈱取締役	2019年9月	当社代表取締役社長(現任)
2016年9月	当社取締役人事担当兼関連事業担当	2020年7月	日本住宅サービス㈱代表取締役社長 (現任)
2017年7月	㈱スリーS代表取締役社長	2021年9月	㈱スリーS取締役(現任)

取締役候補者としての理由等

高木章氏は、2001年入社以来、マーケティングを中心に営業部門に携わる等、事業推進及び業務執行に適切な役割を果たし、2019年の代表取締役社長就任後は、当社の経営を主導する重責を担っております。同氏を取締役候補者とした理由は、経営全般における豊富な経験と実績から、引き続き当社の経営を牽引し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

社 外
なが や ま
長 山

独 立

ひろし
宏

(1956年7月9日生)

所有する当社の株式数……7,305株
取締役在任年数……10年
(本総会終結時)
取締役会出席状況……13/13回



再 任

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1980年4月	阪和興業㈱入社	2009年9月	同社代表取締役(現任)
1991年2月	三優監査法人入所	2010年9月	当社社外監査役
1997年2月	三優ビーディーオーコンサルティ ング㈱(現㈱カクシン) 取締役	2014年9月	当社社外取締役(現任)
2003年6月	同社代表取締役	2016年4月	法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 特任講師(現任)
2008年11月	同社取締役		

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

長山宏氏は、㈱カクシンの代表取締役及び法政大学専門職大学院の特任講師を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者及び公認会計士としての豊富な専門知識と経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え選任をお願いするものであります。

なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって10年であり、また社外監査役としても過去4年間務めております。

候補者
番号

3

社外

独立

かめかわ
亀川

まさ
雅人

(1954年11月19日生)

所有する当社の株式数.....2,325株
取締役在任年数.....4年
(本総会終結時)
取締役会出席状況.....13/13回



再任

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1985年 4 月	東京交通短期大学助教授	2018年 6 月	日本マネジメント学会会長
1989年 4 月	獨協大学経済学部助教授	2018年 7 月	学校法人立教学院理事（現任）
1995年 3 月	立教大学博士（経営学）取得	2018年 7 月	経営行動研究学会副会長
1995年 4 月	立教大学経済学部経営学科教授	2020年 4 月	立教大学名誉教授（現任）
2002年 4 月	立教大学大学院ビジネスデザイン 研究科創設 教授	2020年 4 月	文京学院大学副学長 経営学研究科 特任教授
2002年 4 月	学校法人豊昭学園理事（現任）	2020年 9 月	当社社外取締役（現任）
2010年 4 月	日本ディスクロージャー研究学会 副会長	2023年 7 月	日本財務管理学会副会長（現任）
2014年 6 月	日本経営分析学会副会長	2024年 4 月	文京学院大学専門職大学院福祉医療 マネジメント研究科委員長（現任）
2015年 4 月	ビジネスクリエーター研究学会設 立 顧問（現任）		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

亀川雅人氏は、立教学院の理事及び文京学院大学専門職大学院福祉医療マネジメント研究科委員長を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる資本コストに関する研究や株主価値の研究等に携わり、幅広い知識と見識を当社取締役会に反映させるとともに、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たすものと考え選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって4年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、サンネクスタグループ役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 当社は長山宏氏、亀川雅人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としており、両氏の取締役への再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 長山宏氏、亀川雅人氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は、長山宏氏、亀川雅人氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	新任	豊 英二	監査等委員付顧問	—	—
2	再任	笹本 憲一	社外取締役 (監査等委員)	13/13回	13/13回
3	再任	山口 純子	社外取締役 (監査等委員)	13/13回	13/13回

候補者
番号

1



新 任

候補者
番号

2



再 任

ゆたか

豊

え い じ

英 二

(1958年6月9日生) 所有する当社の株式数 4,551株

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1982年 4 月	味の素㈱入社	2018年 7 月	当社監査役付顧問
2011年 7 月	味の素ファインテクノ㈱取締役 執行役員 総務部長	2018年 8 月	クラシテ㈱常勤監査役
2015年 7 月	同社取締役常務執行役員 総務部長 兼監査部長	2018年 8 月	㈱全日総管理監査役
		2018年 8 月	クラシテ不動産㈱監査役
		2019年 9 月	当社監査役付顧問
		2020年 9 月	当社監査等委員付顧問 (現任)

取締役候補者とした理由

豊英二氏は、長年にわたりグローバルに展開している上場企業においてグループ会社の総務部門の責任者及び会社経営者としての知識・経験と実績を有し、また、6年間にわたり当社子会社等の監査役、そして当社の取締役（常勤監査等委員）の業務のサポートを遂行しております。
上記の理由により、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

社 外

さ さ も と
笹 本

独 立

け ん い ち
憲 一

(1951年5月25日生)

所有する当社の株式数 308株

取締役在任年数 4年
(本総会終結時)

取締役会出席状況 13/13回

監査等委員会出席状況 13/13回

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1977年 9 月	日本大学講師	2016年10月	公認会計士笹本憲一事務所代表 (現任)
1980年 6 月	監査法人中央会計事務所入所	2018年 6 月	㈱東葛ホールディングス社外監査役
1992年 9 月	同所社員就任	2019年 6 月	同社社外取締役 (監査等委員) (現任)
1998年 9 月	同所代表社員就任	2019年 6 月	日進工具㈱社外取締役 (監査等委員) (現任)
2007年 7 月	監査法人 A & Aパートナーズ パートナー	2020年 9 月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2014年 9 月	当社社外監査役		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

笹本憲一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、大手監査法人等での豊富な監査業務の経験に加え、客観的・中立的な監査業務が期待されることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって4年であります。

候補者
番 号

3



再 任

社 外 独 立
や ま ぐ ち す み こ
山 口 純 子

(1971年3月2日生)

所有する当社の株式数.....1,500株
取締役在任年数.....2年
(本総会終結時)
取締役会出席状況.....13/13回
監査等委員会出席状況.....13/13回

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2010年12月 弁護士登録
2010年12月 番町総合法律事務所入所
2016年9月 飯田・鈴木法律事務所入所
2018年12月 麹町通り法律事務所 パートナー
2022年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年2月 麹町山口法律事務所 代表（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山口純子氏は、弁護士として培われた高度な専門的知識を有しており、実質的かつ客観的な経営監視が可能であると考え、選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって2年であります。

- (注)
1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 所有する当社株式の数には、サンネクスタグループ役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
 3. 当社は笹本憲一氏、山口純子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としており、再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、豊英二氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、当該契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 5. 笹本憲一氏、山口純子氏は、社外取締役候補者であります。
 6. 当社は、笹本憲一氏、山口純子氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



社 外
独 立
あ べ よし ひ こ
阿 部 嘉 彦
(1954年6月7日生) 所有する当社の株式数……………3,605株

略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当			
1978年 4 月	東洋曹達工業(株) (現東ソー(株)) 入社	2010年 6 月	同社取締役 中国総代表 東曹(広州)化工有限公司董事長 総経理
2007年 6 月	同社理事	2013年 6 月	保土谷化学工業(株)取締役兼常務 執行役員
2008年 6 月	日本ポリウレタン工業(株)執行役員 東ソー(株)取締役 海外事業企画部 富山事務所担当	2015年 6 月	東邦アセチレン(株)常勤監査役
2009年 6 月	同社取締役 経営企画・連結経営 部長	2019年 9 月	当社常勤社外監査役
		2020年 9 月	当社社外取締役(常勤監査等委員) (現任)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

阿部嘉彦氏は、上場企業において会社経営者としての実績及び常勤監査役としての知識・経験を有し、また、5年間にわたり当社の常勤監査役及び取締役(常勤監査等委員)の業務を遂行しております。その経験と知見により、当社取締役の職務執行の監督機能を十分に発揮いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって4年であります。

- (注) 1. 阿部嘉彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿部嘉彦氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 所有する当社株式の数には、サンネクスグループ役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
4. 当社は、阿部嘉彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。阿部嘉彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 当社は、阿部嘉彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

<ご参考>当社の独立役員の「独立性」に関する判断基準

下記項目に該当する場合には、独立性があるとはしない。

1. 当社若しくは当社の親会社、子会社又は兄弟会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者
当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の社員若しくは最近10年間に於いて、そうであった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社グループの主要な取引先、若しくはその業務執行者
(1) 当社グループを主要な取引先とする者(その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者。)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の社員若しくは最近5事業年度のいずれかに於いて、そうであった者
(2) 当社グループの主要な取引先である者(当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人若しくは最近5事業年度のいずれかに於いて、そうであった者
(3) 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者(その者からの総借入金残高が当社の連結総資産の2%以上となる者。)又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人若しくは最近5年間に於いて、そうであった者
(4) 日本社宅ネットに参加している先、その業務執行取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、支配人、その他の社員、若しくは最近5年間に於いて、そうであった者
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
(1) 当社グループから役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士として年額100万円以上の金銭その他の財産を得る予定がある者、若しくは過去5年間に受けていた者
(2) 前(1)が法人、組合等の団体の場合である場合には、当該団体に所属している者、若しくは所属していた者
4. 当該会社の主要株主
当社の現在の主要株主(共同保有者持分を含めた議決権所有割合5%以上の株主をいう。)、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人若しくは最近5年間に於いて、そうであった者
5. 近親者
上記1から4に該当する者の2親等以内の親族

＜ご参考＞当社の取締役のスキル・マトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

氏名	役職	社外	独立	スキル（見識及び経験等）				
				企業経営	当社グループ事業	新規事業・開発（投資）	財務・会計	監査・法務・コンプライアンス・リスク管理
高木 章	代表取締役社長			●	●	●		
長山 宏	取締役	●	●	●			●	
亀川 雅人	取締役	●	●			●	●	
豊 英 二	取締役 常勤監査等委員			●	●			●
笹本 憲一	取締役 監査等委員	●	●	●		●	●	●
山口 純子	取締役 監査等委員	●	●					●

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が監査法人 A & A パートナーズを会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社事業内容や規模に照らして、同監査法人の監査体制、専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

(2024年 7 月 1 日現在)

名	称	監査法人 A&A パートナーズ	
事	務 所	東京都中央区日本橋一丁目16番11号	
沿	革	1990年 7 月 設立 2007年 5 月 監査法人 A & A パートナーズに名称変更	
概	要	資本金	52百万円
		構成人員	パートナー 16名
			職員（公認会計士） 32名
			その他の職員 39名
			合計 87名

**当社執行役員及び当社子会社の取締役に対しストックオプションとして
新株予約権を発行する件**

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を当社及び当社子会社の役職員の報酬に反映することで、株主の皆様と利益及び不利益を一致させることができます。これにより、当社及び当社子会社の役職員に対し、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることができ、企業価値及び株主価値の向上に資すると考えています。

このように、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上を図ることを目的に、当社執行役員及び当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の割当対象者及びその人数

(1) 割当対象者：当社執行役員及び当社子会社の取締役

(2) その総数：7名（上限）

3. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の総数

200個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を上限とする。

ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 権利行使期間

割当日の翌日から30年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①②③④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは、当該株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- ② 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- ③ その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ④ 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という）に限り、本新株予約権者が死亡した日の1年以内に権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において

残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記に定める行使条件に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（6）に定める内容に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) その他

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

事業報告 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み、個人消費やインバウンド需要の回復の動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、不安定な国際情勢による資源価格の高騰や円安の継続による物価上昇、地政学的リスクの高まりなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境においては、少子高齢化の進行や働き方の多様化の拡大により人手不足が深刻化しており、アウトソーシングの導入を検討する企業が増加しております。また、マンション管理市場においては、新築分譲マンションの供給戸数の先細りが見込まれるものの、マンションストック数は年々増加しており、経年劣化に伴う共用部の修繕工事も増加傾向にあります。

このような状況のもと、当社グループは引き続き、2025年6月期を最終年度とする中期経営計画「NEXT STANDARD 2025」を推進しており、2024年6月期においては、受注環境が回復基調にある中、新たなサービスを加えたストックの積み上げによる事業拡大と業務効率化による生産性向上で、アウトソーシング領域の拡大とオペレーションの変革をさらに推し進めてまいりました。また、今後のアウトソーシング業務の安定稼働に向けた取り組みとして、人材の定着・育成や働きやすさの向上を目的にした事業所移転や処遇改善など人的資本への投資を行ってまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高はストックの積み上げが計画を下回ったものの、インボイス制度の導入に伴うスポットの手数料収入などが増加したことから83億71百万円（前期比0.3%増）となりました。一方、営業利益は事業所移転を実施したことや投資有価証券売却に伴い租税公課が増加したことなどもあり6億53百万円（同24.5%減）、経常利益は投資有価証券を売却したことによる受取配当金の減少で6億53百万円（同27.7%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に子会社における固定資産の減損損失1億1百万円を計上したものの、特別利益として投資有価証券売却益22億13百万円を計上したことなどから、17億75百万円（同265.3%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

①社宅マネジメント事業

社宅マネジメント事業においては、大手企業向けの新規受注獲得には時間を要しており、計画を下回って推移しているものの、中堅企業に対しては新たな専用サービスの提供により、受注数が徐々に増加しております。また、人事・総務向けBPOサービスが順調に拡大していることやインボイス制度への対応支援としてのスポット収入が増加したことから、売上高は42億79百万円（前期比5.3%増）となりました。一方、利益面では、業務工数の増加に伴いオペレーションの人件費が増加したことやアウトソーシング業務の安定稼働に向けた事業所移転に伴う費用が発生したこと等から、営業利益は12億円（同6.1%減）となりました。

②マンションマネジメント事業

マンションマネジメント事業においては、マンション管理の新規受託における引き合いは引き続き堅調なことから管理戸数は増加しております。また、定期点検を通じた小修繕工事や台風被害等による修繕工事が前期に比べ増加した一方で、不動産の買取再販取引が前期比で減少したことから、売上高は38億8百万円（前期比1.0%減）となりました。利益面では、管理委託料の値上げに対し原価の増加が先行していることや、管理員等の欠員を派遣社員等で補ったことも影響し、営業利益は2億49百万円（同14.8%減）となりました。

③インキュベーション事業

インキュベーション事業においては、新たな基盤事業の創出に向けた複数のサービス開発に注力しておりますが、24時間対応のコールセンターサービスで主要顧客の解約が発生したことから、売上高は2億83百万円（前期比34.7%減）、営業損失は5百万円（前期は16百万円の営業利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額（無形固定資産の取得を含む）は4億25百万円であります。その主な内容は、社宅マネジメント事業における社宅アウトソーシングシステムの構築によるソフトウェア仮勘定2億66百万円及び事業所移転に伴う設備等58百万円、マンションマネジメント事業におけるリース資産の取得11百万円及び賃貸用不動産の取得34百万円、インキュベーション事業における見守りセキュリティ端末リプレイス18百万円などによるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、アウトソーシングを通じて人の暮らしを豊かにする企業集団として、顧客の声に学び、発想力と創造力に加えてグループシナジーを結集することにより、次の時代の標準となるようなニーズを先取りした製品やサービスを提供し、唯一無二の企業集団への成長を目指してまいります。

当社グループでは以下の3点を企業集団共通の対処すべき課題と認識し、取り組んでおります。

- ① ストックビジネスをベースにした継続的かつ安定的な成長
- ② 情報通信技術（ICT）の活用によるサービスの変革と生産性の向上
- ③ グループシナジーの結集による新しい基盤事業の創出

株主の皆様には、今後とも、当社グループに格別のご理解と、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2021年6月期)	第24期 (2022年6月期)	第25期 (2023年6月期)	第26期 (当連結会計年度) (2024年6月期)
売 上 高 (千円)	8,519,101	8,696,650	8,347,243	8,371,365
営 業 利 益 (千円)	836,104	882,482	865,273	653,569
経 常 利 益 (千円)	906,239	932,986	904,188	653,583
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	535,347	1,976,141	486,079	1,775,416
1 株当たり当期純利益 (円)	53.84	204.80	53.39	194.45
総 資 産 (千円)	12,975,464	10,625,151	10,072,226	10,894,034
純 資 産 (千円)	8,905,128	7,483,184	7,436,206	7,908,182
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	877.41	811.82	798.94	846.12

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2021年6月期)	第24期 (2022年6月期)	第25期 (2023年6月期)	第26期 (当事業年度) (2024年6月期)
営 業 収 益 (千円)	859,129	1,429,457	1,423,510	1,301,430
営 業 利 益 (千円)	100,513	639,203	681,337	488,711
経 常 利 益 (千円)	154,088	683,278	723,681	495,386
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△47,445	1,977,211	557,078	1,787,362
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△4.77	204.91	61.19	195.76
総 資 産 (千円)	9,498,287	7,684,017	7,072,734	7,839,077
純 資 産 (千円)	7,818,731	6,397,857	6,421,878	6,905,801
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	768.91	692.03	687.68	736.38

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年6月30日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本社宅サービス株式会社	450,000千円	100.0%	社宅管理事務代行他
クラシテ株式会社	100,000千円	100.0%	マンション等施設管理、修繕工事他
クラシテ不動産株式会社	40,000千円	100.0%	賃貸管理仲介、売買仲介他
株式会社スリーS	58,500千円	100.0%	管理会社を支援するサービスの提供等

(7) 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

<社宅マネジメント事業>

社宅マネジメント事業は、主に顧客企業に対して社宅・寮及び駐車場の社宅事務業務をアウトソーシング事業として行うものであります。具体的には顧客企業に対して借上社宅物件の紹介、契約・入居手続、家賃の支払い、退去時における原状回復費用のチェック等の社宅管理事務代行サービス、顧客企業の管理部門向けのコスト削減・業務効率化サービス、住宅制度コンサルティングサービス等を提供しております。

<マンションマネジメント事業>

マンションマネジメント事業は、分譲マンションを中心とした施設管理を基盤に、そこから派生する修繕工事までのトータルマネジメントサービスを提供しております。

当事業は、管理組合との管理受託契約に基づく管理棟数及び管理戸数をベースとした管理収入に加え、そこから派生する修繕工事等の付帯サービスを取り込むことによって売上高が増加いたします。

<インキュベーション事業>

インキュベーション事業は、住まいを管理する事業者に向けたサービスプラットフォームを提供しております。具体的には24時間対応のコールセンターサービス、防犯、防災、警備及び安全に関するシステム、設備、機器等のセキュアサポートサービス、保険代理店サービス等を提供しております。また、その他の新サービスの研究・開発を推進しております。

(8) 主要な事業所 (2024年6月30日現在)

① **当社**

本社	東京都新宿区笹笥町35番地
----	---------------

② **子会社**

日本社宅サービス株式会社	
本社	東京都新宿区笹笥町35番地
第1オペレーションセンター	埼玉県さいたま市南区
第2オペレーションセンター	北海道札幌市
第3オペレーションセンター	東京都文京区
/小石川オフィス	
SUNNEXT Aアーカイブズ	東京都立川市

クラシテ株式会社	
本社	東京都新宿区笹笥町35番地
事業所 東京	東京都新宿区
横浜	神奈川県横浜市
東関東	千葉県船橋市
沖縄	沖縄県那覇市
宇都宮	栃木県宇都宮市
土浦	茨城県土浦市

クラシテ不動産株式会社	
本社	東京都新宿区笹笥町38番地

株式会社スリーS	
本社	東京都新宿区笹笥町35番地
名古屋オフィス	愛知県名古屋市

(9) 従業員の状況 (2024年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
643 (381) 名	+31 (+26) 名

(注)1. 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、（ ）内の臨時従業員数（パートタイマー、派遣社員を含む）は、年間平均人数を外数で記載しております。

2. 従業員数には、管理員等社員144名を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51 (8) 名	+9 (+1) 名	45.4 歳	8.0 年

(注) 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、（ ）内の臨時従業員数（パートタイマー、派遣社員を含む）は、年間平均人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2024年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,767,200株（自己株式 1,632,636株を含む）
- (3) 株主数 9,216名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ベネフィット・ワン	778,000株	8.52%
株式会社UH Partners 2	776,700株	8.50%
光通信株式会社	749,600株	8.21%
笹 晃弘	663,300株	7.26%
株式会社UH Partners 3	394,200株	4.32%
SUNNEXTAグループ従業員持株会	311,600株	3.41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	238,100株	2.61%
永井 詳二	222,200株	2.43%
株式会社エスアイエル	200,400株	2.19%
SUNNEXTAグループ取引先持株会	193,500株	2.12%

(注) 1. 当社は、自己株式1,632,636株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	5,500株	1名
社外取締役（監査等委員を除く）	600株	2名

(6) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における（新株発行方式による）新株予約権行使及び特定譲渡制限付株式報酬による新株式の発行により、発行済株式の総数が17,500株増加しております。

3 会社役員に関する事項 (2024年6月30日現在)

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	高 木 章	日本社宅サービス㈱ 代表取締役社長 クラシテ㈱ 代表取締役社長 ㈱スリー S 取締役
社 外 取 締 役 独立役員	長 山 宏	公認会計士 ㈱カクシン 代表取締役 法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 特任講師
社 外 取 締 役 独立役員	亀 川 雅 人	文京学院大学専門職大学院福祉医療マネジメント研究科 委員長 学校法人立教学院 理事 立教大学 名誉教授 (博士：経営学) 学校法人豊昭学園 理事 ビジネスクリエーター研究学会 顧問 日本財務管理学会 副会長
社外取締役 (常勤監査等委員) 独立役員	阿 部 嘉 彦	
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) 独立役員	笹 本 憲 一	公認会計士・税理士(公認会計士笹本憲一事務所 代表) ㈱東葛ホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 日進工具㈱ 社外取締役 (監査等委員)
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) 独立役員	山 口 純 子	弁護士 (麹町山口法律事務所 代表)

(注) 1. 取締役長山宏氏、亀川雅人氏及び取締役 (監査等委員) 阿部嘉彦氏、笹本憲一氏、山口純子氏は、社外取締役であります。

2. 取締役 (監査等委員) 笹本憲一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、阿部嘉彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 取締役長山宏氏、亀川雅人氏及び取締役 (監査等委員) 阿部嘉彦氏、笹本憲一氏、山口純子氏を、㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けること、によって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

ア 基本方針

当社の取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社の持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上に当該取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとするを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、社外取締役については、基本報酬及び株式報酬を支払うこととする。

イ 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与は、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において、数値指標の達成度及び中期経営計画上の重点課題への取組み状況の組み合わせにより、賞与報酬支給総額の決議を、また、取締役個人の業績への貢献度から個別の報酬額を決議し、毎年、一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

業績連動報酬に係る主な指標としては、連結の営業利益目標の達成率を選定している。加えて、定性的情報として中期経営計画上の重点課題への取組み状況を勘案する。

当該指標の選定理由は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることによる。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結営業利益6億70百万円であり、実績は連結営業利益6億53百万円でありました。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式及びストックオプションとしての新株予約権の付与とし、役職位に応じて個別の報酬額を決議し、毎年、一定の時期に支給する。

エ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、業績に連動する変動報酬の割合が過度にならないよう設定する。

取締役会は、当該設定した種類別の報酬割合を目安に取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、業務執行取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6：2：2、社外取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝8：2とする。

オ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、独立社外取締役が過半数を占める取締役会決議において「役位ごとの基本報酬テーブル表」及び「業績連動報酬額の上限の算定方法」をあらかじめ決定するものとし、この範囲内で、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の原案を作成し、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において決定しなければならないこととする。

なお、株式報酬は、独立社外取締役が過半数を占める取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	39,772千円 (8,100千円)	25,200千円 (6,480千円)	4,988千円 (ー)	9,583千円 (1,620千円)	3名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19,648千円 (19,648千円)	17,400千円 (17,400千円)	ー (ー)	2,248千円 (2,248千円)	3名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	59,420千円 (27,748千円)	42,600千円 (23,880千円)	4,988千円 (ー)	11,831千円 (3,868千円)	6名 (5名)

(注) 1. 当社役員の報酬については、2020年9月25日開催の第22期定時株主総会において、役員賞与を含めた取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額等を年額200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）の報酬額等を年額100,000千円以内としてご承認をいただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）、取締役（監査等委員）は3名であります。

また、同株主総会において、これらとは別枠で株式報酬型ストックオプションによる当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬として年額100,000千円以内、取締役（監査等委員）については年額50,000千円以内、譲渡制限付株式の付与のために当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に支給する金銭報酬の総額は、年額100,000千円以内（うち社外取締役分は10,000千円以内）としてご承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）、取締役（監査等委員）は3名であります。なお、譲渡制限付株式が付与される事業年度においては、短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプションの発行は行わないものとしております。

2. 上記の非金銭報酬等には、譲渡制限付株式による報酬として取締役（監査等委員を除く）3名 5,762千円（うち社外取締役2名 571千円）、ストックオプションとして取締役3名3,821千円（うち社外取締役2名 1,049千円）、取締役（監査等委員）3名 2,248千円（うち社外取締役3名 2,248千円）が含まれております。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、決定方針に基づき独立社外取締役が過半数を占める取締役会決議においてあらかじめ決定された「役位ごとの基本報酬テーブル表」及び「業績連動報酬額の上限の算定方法」の範囲内で、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の原案を作成し、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において決定されていることから、当該決定の内容は決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであり、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当社の各社外取締役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

区分	氏名	取締役会又は監査等委員会への出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長山 宏	当事業年度の取締役会全13回中13回出席。	会社経営者及び公認会計士としての豊富な専門知識と経験に基づき、客観的な立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	亀川 雅人	当事業年度の取締役会全13回中13回出席。	大学教授としての資本コストや株主価値に関する幅広い知識と見識に基づき、客観的な立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	阿部 嘉彦	当事業年度の取締役会全13回中13回出席。 監査等委員会は全13回中13回出席。	他の上場企業における会社経営者としての実績及び常勤監査等委員としての知識・経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	笹本 憲一	当事業年度の取締役会全13回中13回出席。 監査等委員会は全13回中13回出席。	公認会計士及び税理士としての豊富な専門知識と経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	山口 純子	当事業年度の取締役会全13回中13回出席。 監査等委員会は全13回中13回出席。	弁護士としての豊富な専門知識と経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。

(6) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性を確保し機能向上を図ることを目的として、取締役会の実効性評価を毎年実施しております。本年度（2024年6月期）の実効性評価の概要は以下のとおりです。

①本年度の評価の方法・進め方について

当社は、2020年7月1日付で持株会社に移行しグループガバナンスを強化するとともに、取締役会の監査・監督機能のさらなる強化を図るべく同年9月25日開催の当社第22期定時株主総会のご承認のもと監査等委員会設置会社に移行し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

本年度の評価の方法・進め方について2024年3月度取締役会で審議した結果、以下のとおり実施することとしました。

- ア 本年度の評価を実行するに際して、2024年3月度取締役会において、近時の「取締役会実効性評価の実施動向」や英国等の海外最新情報を確認しました。その確認のもと、取締役会の実効性評価において、「形式的課題」（例:資料の事前配布時期等）から、「実質的課題」、すなわちコーポレートガバナンス・コード基本原則4【取締役会等の責務】でいう「『会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上』への視点でいかに取締役会が機能しているか」の評価に、より重点を移すべきである、との認識のもと、評価の方法、進め方について議論しました。
- イ その議論の結果、取締役各人による自己評価（＝アンケート回答）を実施し（3月～4月）、各人によるその評価をもとに、4月度、5月度、6月度の3回の取締役会にわたり、評価の審議を行いました。
- ウ 評価の対象・内容（＝アンケート項目/計24質問）は以下のとおりです。
 - （ア）取締役会全体に関する評価
 - a 取締役会の役割・責務（コーポレートガバナンス・コード基本原則4）
 - b 前年度からの継続課題
 - c 役員トレーニング
 - （イ）取締役に関する評価
 - ※前年度導入した「自己評価」に加えて、本年度は他の取締役（全体）に対する「相互評価」も導入しました。
 - （ウ）取締役会議長の役割発揮状況に関する評価（新設）
 - （エ）執行役員の「職務執行状況」及び「取締役会付議・報告」に関する評価
 - （オ）取締役会事務局に関する評価

(カ) その他（自由記述）

②本年度の評価結果の概要と今後の課題解決に向けた取組みについて

本年度の評価結果については、3度にわたる取締役会における活発な議論のもと、前年度評価にて認識された課題への対応も着実に進み（注）、当社取締役会は全体として有効に機能しているとの結論に至りました。

（注）前年度評価にて認識された課題への対応

ア 中期経営計画遂行における（ア）KPI、（イ）重要施策の進捗状況（一覧）が、毎月（決算月除く）報告されている。

イ 各取締役会の重要テーマに係る過去資料（BOXリンク）が事前案内されており、閲覧できる。

ウ 事業会社からの定期報告（及び審議）を以下のとおり実施した。

12月度：クラシテ、2月度：日本社宅サービス、3月度：スリーS、4月度：クラシテ不動産

併せて、執行状況の共有と監督については、改善・工夫の余地（例:執行役員による付議・報告の精度向上と、審議の充実等）があり、今後の継続課題として、さらなる取締役会の実効性向上に努めてまいります。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、過年度の監査計画による監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び当社の事業規模並びに業務の特性等を勘案し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項に基づき同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定について株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第37条）を定款に定めておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

当社は、企業基盤の中長期的な安定に資する内部留保の充実と株主の皆様への利益還元を経営上の重要な政策と位置づけ、今後の事業展開等を勘案して配当金額を決定することを基本方針としております。また、株主還元につきましては、安定的な配当の継続に努めるとともに、D O E（連結株主資本配当率）4.0%以上（2025年6月期に向けては5.0%以上）を目標としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績動向に加え、内部留保の累積状況や資金需要動向等を総合的に勘案し1株当たり20円とし、年間配当金は1株当たり39円（中間配当を含む。）となる予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,730,726
現金及び預金	7,340,737
売掛金及び契約資産	353,690
未収入金	281,022
営業立替金	1,322,786
商品	1,677
販売用不動産	290,582
仕掛品	12,966
貯蔵品	8,862
その他	121,887
貸倒引当金	△3,487
固定資産	1,163,307
有形固定資産	257,521
建物	126,380
工具器具備品	36,976
土地	83,433
リース資産	10,729
無形固定資産	587,660
ソフトウェア	170,210
ソフトウェア仮勘定	407,250
その他	10,199
投資その他の資産	318,125
投資有価証券	37,865
繰延税金資産	94,034
その他	186,225
資産合計	10,894,034

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,793,617
買掛金	187,790
未払金	335,134
未払法人税等	769,753
契約負債	357,231
営業預り金	901,286
預り金	63,388
賞与引当金	51,110
役員賞与引当金	7,262
株主優待引当金	8,481
その他	112,177
固定負債	192,233
退職給付に係る負債	180,112
繰延税金負債	362
その他	11,759
負債合計	2,985,851
純資産の部	
株主資本	7,728,692
資本金	996,516
資本剰余金	751,466
利益剰余金	7,167,906
自己株式	△1,187,197
その他の包括利益累計額	285
その他有価証券評価差額金	285
新株予約権	179,205
純資産合計	7,908,182
負債・純資産合計	10,894,034

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		8,371,365
売上原価		6,381,685
売上総利益		1,989,679
販売費及び一般管理費		1,336,109
営業利益		653,569
営業外収益		8,588
受取利息及び配当金	1,636	
受取手数料	348	
補助金収入	4,114	
法人税等還付加算金	1,584	
その他	904	
営業外費用		8,575
支払利息	74	
支払補償費	8,096	
その他	403	
経常利益		653,583
特別利益		2,229,905
固定資産売却益	4,211	
投資有価証券売却益	2,213,700	
新株予約権戻入益	11,993	
特別損失		112,183
固定資産除却損	6,435	
減損損失	101,721	
事務所移転費用	4,025	
税金等調整前当期純利益		2,771,305
法人税、住民税及び事業税	952,275	995,889
法人税等調整額	43,614	
当期純利益		1,775,416
親会社株主に帰属する当期純利益		1,775,416

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年6月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,977,498
現金及び預金	5,783,030
未収入金	156,850
貯蔵品	1,070
前払費用	16,843
短期貸付金	5,000
その他	19,827
貸倒引当金	△5,124
固定資産	1,861,579
有形固定資産	17,109
建物	8,521
工具器具備品	8,588
無形固定資産	2,066
商標権	1,451
その他	614
投資その他の資産	1,842,403
投資有価証券	37,865
関係会社株式	1,754,173
敷金及び保証金	50,364
資産合計	7,839,077

科目	金額
負債の部	
流動負債	891,843
未払金	94,173
未払費用	7,968
未払法人税等	652,996
預り金	2,481
賞与引当金	22,924
役員賞与引当金	4,988
株主優待引当金	8,481
関係会社事業損失引当金	89,252
その他	8,576
固定負債	41,432
預り保証金	41,069
繰延税金負債	362
負債合計	933,276
純資産の部	
株主資本	6,726,003
資本金	996,516
資本剰余金	751,466
資本準備金	743,765
その他資本剰余金	7,700
利益剰余金	6,165,217
その他利益剰余金	6,165,217
繰越利益剰余金	6,165,217
自己株式	△1,187,197
評価・換算差額等	593
その他有価証券評価差額金	593
新株予約権	179,205
純資産合計	6,905,801
負債・純資産合計	7,839,077

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2023年7月1日から2024年6月30日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		1,301,430
営業費用		812,718
営業利益		488,711
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,626	
法人税等還付加算金	1,584	
その他	463	6,675
経常利益		495,386
特別利益		
投資有価証券売却益	2,213,700	
新株予約権戻入益	11,993	2,225,694
特別損失		
固定資産除却損	0	
貸倒引当金繰入額	5,000	
関係会社株式評価損	69,088	
関係会社事業損失引当金繰入額	89,252	163,340
税引前当期純利益		2,557,740
法人税、住民税及び事業税	731,400	
法人税等調整額	38,976	770,377
当期純利益		1,787,362

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

サンネクスタグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 金子 靖
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤岡 義博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンネクスタグループ株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンネクスタグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

サンネクスタグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 金子 靖
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤岡 義博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンネクスタグループ株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行監査をいたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月16日

サンネクスタグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 阿部嘉彦 印

監査等委員 笹本憲一 印

監査等委員 山口純子 印

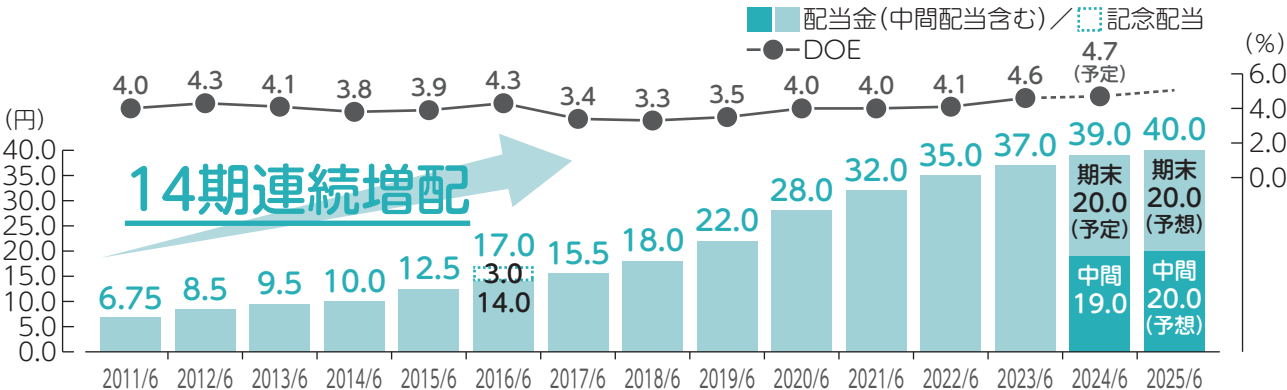
（注）監査等委員 阿部嘉彦、笹本憲一及び山口純子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主還元

▶ 配当情報(14期連続増配を予想)

当社は、安定した業績をベースに、今後も継続的な安定配当を目指してまいります。



▶ 自己株式の取得

2025年6月にかけて、1億円を上限とする自己株式の取得の実施を予定しております。

自己株式の取得につきましては、当社業績のほか、成長投資機会、手元資金、株式市場の動向など状況に応じて、今後も機動的に実施してまいります。

▶ 株主優待情報

当社は株主の皆様にご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの方々に長期にわたり当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を導入しています。

優待品



優待対象基準

保有株式数	継続保有期間	優待内容
100株(1単元)以上 200株(2単元)未満	1年以上	クオ・カード 1,000円分
200株(2単元)以上	1年以上	クオ・カード 2,000円分

6月30日現在の当社株主名簿に継続保有期間1年以上で記載または記録された100株以上保有の株主様を対象としております。

なお、継続保有期間1年以上とは、同一株主番号で6月末日及び12月末日の株主名簿に各保有株式区分以上の株式を保有していることが連続して3回以上記載または記録されていることといたします。

中期経営計画特設サイトでは、事業に関するお客様へのインタビュー記事を順次掲載しております。

北海道農業共済組合 様

しゃたくさんLiteでコスト削減・業務効率化 期待以上の効果を実感しています！

- 低コストで導入できるのが、しゃたくさんLiteを選んだ理由
- 社宅管理の効率化が目的でしたが、導入後は思わぬメリットが！
- 負担も減り、他の業務に専念できるようになりました
- 業務の代行も期待どおり。安心してお任せできます
- まだまだ使ってみたい機能もあり、伸び代だらけのしゃたくさんLite



写真左より 北海道農業共済組合 総務部
次長 竹田様、主事補 佐藤様、係長 田口様

株式会社エイアンドティー 様

コスト削減と業務効率化を実現 初めてでも安心のサポート

- Excel、紙、複雑な操作システム...煩雑だった社宅管理業務
- 決め手は、切替によるコストダウン。「負担が軽減された」という声も
- すぐに的確な回答が得られる、安心のサポート体制



写真左より 株式会社エイアンドティー
総務経理グループ 横田様、菅原様

▶『しゃたくさんLite』

当社はこれまで大手企業様向けに、個々の事情に合わせてカスタマイズしたフルアウトソーシングサービス「しゃたくさん」を展開してまいりました。

2023年3月より中堅・中小企業様向けに、自社で利用できる社宅管理システムと必要なアウトソーシングサービスを選択できる「しゃたくさんLite」の提供を開始しています。



詳細は以下の「中期経営計画特設サイト」よりご覧いただけます。

中期経営計画
特設サイトのご紹介

<https://www.sunnexa.co.jp/nextstandard/>
上記URLもしくは右記二次元コードよりご覧いただけます。



osumait(オスマイト)を導入いただいたお客さまからのお声

オスマイトはかゆいところに手が届くサービス
現場の声が反映されたマンション管理システムで業務課題を解決

- 導入しやすい「オールインワンソリューション」であることが導入の決め手
- オスマイトの導入で業務効率化と社員の負担軽減に期待
- オスマイトは業務の負担軽減・効率化だけではなく、人手不足の解決にも繋がる

『osumait(オスマイト)』

様々なマンション管理の業務仕様に対応する3つのシステム(会計、物件管理、売上管理)を軸に、マンション組合様向けのインターフェイスや各種ノウハウを持つ企業システムを連携させた、経営の課題を解決するSaaSのサービスです。

本サービスは、当社で利用するのみではなく、その構築したノウハウや仕組みを、人手不足に悩む多数の中小規模のマンション管理会社様に提供することで、深刻化する経営課題の解決の一助としていただくとともに、サービスを通じて居住者の皆様の安全・安心・快適な住環境を提供し続けていきます。



会場ご案内図

会場

ホテルグランドヒル市ヶ谷 (東館) 3階 瑠璃 (るり) の間

東京都新宿区市谷本村町4番1号 電話番号：03-3268-0111 (代表)

▶ 株主総会に関するお問合せ先

サンネクスタグループ株式会社 総務グループ 電話番号：03-5229-8839 (受付時間 平日9:00~17:30)



交通のご案内

- 東京メトロ南北線・有楽町線「市ヶ谷駅」7番出口 から徒歩3分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口 から徒歩3分
- JR総武線「市ヶ谷駅」から徒歩3分

※駐車場に限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

